

提案公募の募集

(公募期間:令和5年1月18日～令和5年2月6日)

1 公募に付する事項

件名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気(詳細は公募説明書のとおり)

2 公募に応募する者に必要な資格(応募資格)

- (1) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則第31条第1項及び第32条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同31条第1項中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 暴力団排除対象者に該当しない者であること。
- (3) 文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)において、令和4年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」の「A」「B」「C」又は「D」等級に格付されている者であること。(資格審査結果通知書(全省庁統一資格)を提出すること)
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売り電気事業の登録を受けている者または同法第3条の規定により一般送配電事業者として許可を受けている者であること。
- (5) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 公的研究費の不正防止に係る誓約書を提出した者であること。ただし、提出を求める対象範囲外の者を除く。
- (7) 研究所が定めた二酸化炭素排出係数等の条件を満たす者であること。また、研究所に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%を満たすこと。

3 公募説明日時及び契約条項を示す場所

神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟1階 総務部財務課契約係

令和5年1月18日(水)～令和5年2月6日(月)

9時15分から17時00分まで(土日祝祭日除く)

4 開札の場所及び日時

神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究管理棟2階 第2会議室

令和5年2月20日(月)11時00分

5 契約保証金

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程第59条第1項により免除する。

6 見積の無効

応募資格のない者の提出した見積書は、無効とする。

7 契約書の作成の要否

要

8 その他

- (1) 詳細については、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則によるものとする。
- (2) 事前提出書類あり。

9 本件についての連絡先

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部財務課契約係

電話 046(839)6822 村岡

以上、公告する。

令和5年1月18日

契約担当役
独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
理事長 中村信1



公 募 説 明 書

この公募説明書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）会計規程、研究所会計細則、同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令。以下「文部科学省契約規則」という。）のほか、研究所が発注する調達契約に関し、提案公募に参加しようとする者（以下「応募者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 公募に付する事項 （別 記）のとおり

2 契約保証金 免除

3 応募資格

（1） 研究所会計細則第31条第1項及び第32条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

①未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらぬ。

②以下の各号のいずれかに該当すると認められるとき、その事実があった後二年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

（ア） 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

（イ） 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき

（ウ） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

（エ） 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

（オ） 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき

（カ） この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

（2） 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において令和4年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

（3） 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者または同法第3条の規定により一般送配電事業者として許可を受けている者であること。

（4） 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（5） 研究所が定めた二酸化炭素排出係数等の条件を満たす者であること。また、研究所に対する

供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%を満たすこと。

4 落札の方式

- (1) 契約担当役等は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし支払の原因となる契約について、相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 契約担当役等は、交換契約その他その性質又は目的から前項の規定により難しい契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が研究所にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (3) 落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

5 公募及び開札

- (1) 公募説明会等は、総務部財務課契約係で随時行うものとする。
- (2) 応募者又はその代理人（以下「競争参加者等」という。）は、別紙仕様書、契約書（案）及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟覧の上、参加しなければならない。
- (3) 競争参加者等は、その提出した見積書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- (4) 競争参加者等は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (5) 代理人が見積するときは、あらかじめ競争参加者は代理委任状を提出しなければならない。
- (6) 開札は、競争参加者等を立ち合わせて行う。ただし、競争参加者等が立ち会わない場合は、調達事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (7) 開札場の入退場の制限
 - ①開札場には、競争参加者等並びに調達事務に関係のある職員（以下「調達関係職員」という。）及び前記（6）の立会職員以外の者は入場することはできない。
 - ②競争参加者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - ③競争参加者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (8) 競争参加者等が、相連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、提案公募を公正に執行することが認められないときは、当該競争参加者等を提案公募に参加させず、又は提案公募の執行を延期し、若しくは取りやめる。
- (9) 次の各号の一に該当する見積書は、これを無効とする。ただし、競争に参加する資格のある者から見積書の提出がない場合は、(12)の随意契約交渉の際、用いる場合がある。
 - ①提案公募及び公募説明書に示した競争に参加する資格のない者の提出した見積書
 - ②調達件名及び見積金額のないもの
 - ③競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のな

い又は判然としないもの

④代理人が見積する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く）

⑤調達件名に重大な誤りがあるもの

⑥見積金額の記載が不明確のもの

⑦見積金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの

⑧提案公募及び公募説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

⑨その他公募に関する条件に違反した見積書

- (10) 開札をした場合において、競争参加者等の見積のうち予定価格の範囲内での見積がないときは、直ちに、再度の見積依頼を行う。
- (11) 落札となるべき同価の見積をした者が二人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせて落札者を決定する。なお、くじを引かない者があるときは、これに代わって調達事務に関係のない研究所職員にくじを引かせる。
- (12) 公募の結果、応募者がいない場合などに随意契約交渉を行うことがある。

6 契約条項

別紙様式の契約書（案）のとおり。

なお、本契約の相手方が中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第2条第1項の中小企業である場合には、その者からの申し出により契約書には以下の債権譲渡の特約条項を追加することができる。

売掛金債権の譲渡

乙は、本契約に基づく売掛金債権を本邦内に本店又は支店を有する金融機関（中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第3条第1項に規定する金融機関に限る。）及び信用保証協会に対し譲渡することができる。

7 その他

- (1) 競争参加者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 見積書及び委任状の様式は別紙のとおり。
- (3) 本件調達に関する問合せ先
 - （機 関 名） 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課契約係
 - （担 当） 原、村岡
 - （電 話 番 号） 046（839）6823、6822
 - （F A X） 046（839）6916
 - （E-m a i l） a-keiyaku@nise.go.jp

(別 記)

1. 件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気
(詳細は別紙仕様書のとおり。)
2. 契約担当役等 (1) 契約担当役
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
理事長 中 村 信 一
(2) 機関名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
(3) 所在地 〒239-8585 神奈川県横須賀市野比 5-1-1
3. 入札説明日及び契約条項を示す場所
研究管理棟 1 階 総務部財務課契約係
令和 5 年 1 月 1 8 日 (水) ～令和 5 年 2 月 6 日 (月)
土・日・祝日を除く 9 : 3 0 から 1 7 : 0 0 まで
4. 見積書、競争参加資格の確認のための書類の提出期限及び提出先
提出期限 令和 5 年 2 月 7 日 (火) 1 7 : 0 0
(郵送する場合には提出期限までに必着のこと。)
提出場所 研究管理棟 1 階 総務部財務課契約係
(1) 見積書
※別添見積様式により見積書を作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に別紙記入参考例により氏名(法人の場合はその名称又は商名及び代表者名)及び「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気」「見積書在中」「開札日 令和 5 年 2 月 2 0 日」と記入する。
見積書を郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「2 月 2 0 日開札〔独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気〕の見積書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記入し、提出期限までに送付すること。なお、ファックス、メールその他の方法による提出は認めない。
(2) 令和 4 年度の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
(3) 本研究所が定めた二酸化炭素排出係数等の条件を満たすことを証明する書類
(4) 再委託に関する書面(再委託の場合のみ)
(5) 誓約書(未提出の場合のみ)
5. 開 札 令和 5 年 2 月 2 0 日 (月) 1 1 : 0 0
研究管理棟 2 階第 2 会議室
6. 契 約 期 間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

7. そ の 他
- (1) 見積書に記載する金額は、別紙仕様書 4.(5) 契約電力及び(7) 予定使用電力量に基づき算出した総価を見積金額とする。ただし、力率は 100%とし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。
 - (2) 見積金額の算定基礎として、見積内訳書を作成し、見積書に添付すること。
 - (3) 市場調査のため、参考見積書 1 部を 4. の提出にあわせて提出すること。
なお、参考見積書は、可能な限り内訳を明記すること。

研究所が定めた二酸化炭素排出係数等の条件を満たすことを証明する書類

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 殿

住 所
会社名
代表者

印

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他()	

2 直近の年度の状況

項目	自社の基準	点数
①直近の年度の1kWhあたりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位 :kg-CO ₂ /kWh)		
②直近の年度の未利用エネルギーによる発電電力量の供給電力量(需要端)に対する比率		
③直近の年度の再生可能エネルギー電気利用量の供給電力量(需要端)に対する比率		

項目	取組の有無	点数
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数	
----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 「自社基準値」及び「点数」には、別紙により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点が40点以上のものを本案件の適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

注5) 本証明する書類に係る「各用語の定義」は、別紙1のとおり。

研究所が定めた二酸化炭素排出係数等の条件を満たすことを証明する書類各項目の算出方法等

項 目	算 出 方 法 等
①直近の年度の1 kWhあたりの二酸化炭素排出係数 (単位 : kg-CO ₂ / kWh)	「直近の年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次のいずれかの数値とする。 1. 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている直近の年度の事業者全体の二酸化炭素排出係数。(調整後排出係数) 2. 上記「1.」の係数が無い場合、各電気事業者がHPで公表している全電源平均の直近の年度の係数。
②直近の年度の未利用エネルギーによる発電電力量の供給電力量(需要端)に対する比率	未利用エネルギーの有効活用の観点から、直近の年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 直近の年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を度直近の年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式) 直近の年度の未利用エネルギーの活用状況(%) $= \frac{\text{直近の年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{直近の年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。))をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(FIT 法で定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。) ③高炉ガス又は副生ガス
③直近の年度の再生可能エネルギー電気利用量の供給電力量(需要端)に対する比率	化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入促進の観点から、直近の年度の供給電力量(需要端)に占める再生可能エネルギー電気の利用量の割合(固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気は除く)を使用する。算出方法は、以下のとおり。 再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう(単位はすべて kWh)。 ①直近の年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端) ②直近の年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。) ③グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(ただし直近の年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(ただし、直近の年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(ただし、直近の年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) (算定方式) 直近の年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)= $\frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{直近の年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化) ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。 なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

研究所が示す二酸化炭素排出係数等の配点基準

①直近の年度の二酸化炭素排出係数、②直近の年度の未利用エネルギーの活用状況、③直近の年度の再生エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が40点以上であること。

項 目	区 分	配 点
①直近の年度の1kWhあたりの 二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位 :kg-CO ₂ /kWh)	0.300未満	60
	0.300以上 0.350未満	55
	0.350以上 0.400未満	50
	0.400以上 0.450未満	45
	0.450以上 0.500未満	40
	0.500以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.650未満	25
	0.650以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
②直近の年度の未利用エネルギーによる 発電電力量の供給電力量(需要端)に対する比率	1.35%以上	20
	0.675%以上 1.35%未満	15
	0%超 0.675%未満	10
	活用していない	0
③直近の年度の再生可能エネルギー電気利用量 の供給電力量(需要端)に対する比率	3.00%以上	20
	1.50%以上 3.00%未満	15
	0%超 1.50%未満	10
	導入していない	0
④需要家への省エネルギー・ 節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

電気需給契約書（案）

件 名：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気
契約電力 270 kW 予定使用電力量 662,054 kWh

発注者 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 契約担当役 理事長 中村 信一
（以下「甲」という。）と供給者 （以下「乙」という。）との間において、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気の需給に関し次の条項により電気需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、甲の独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約価格）

第2条 契約価格は次のとおりとする。

基本料金単価	円／kW・月（消費税額及び地方消費税額を除く）
電力量料金単価 夏季（7～9月）	円／kWh（消費税額及び地方消費税額を除く）
その他季	円／kWh（消費税額及び地方消費税額を除く）

2 乙の発電費用等の変動により契約価格の改定を必要とするときは、甲・乙協議の上、価格を改定できる。

3 消費税額及び地方消費税額は、乙が消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき代金に100分の10を乗じて契約価格とともに甲に請求するものとする。なお、この契約締結後、消費税法及び地方税法の改正等により税率に改正があった場合、改正後の税率の適用日以降における消費税額および地方消費税額は、改正後の税率により計算した額とする。

（供給場所及び契約期間）

第3条 乙が電気を需要に応じて供給する場所及び契約期間は次のとおりとする。

需要場所 神奈川県横須賀市野比5-1-1
契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

（契約保証金）

第4条 甲は、本契約に係わる乙が納付すべき契約保証金は全額免除する。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。

（使用電力量の増減）

第6条 甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（接続供給契約等により生ずる債務の負担）

第7条 乙が東京電力と締結する接続供給契約等によって電気の供給を行う場合は、接続供給契約等によって生ずる料金その他の金銭債務（甲に起因し生ずる金銭債務を除く）は、乙が負担するものとする。

（契約電力）

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

2 最大需要電力が500kW以上となる場合は、契約電力を甲乙協議により速やかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、前項の定めによることとする。

(使用電力量の計量及び検査)

第9条 毎月の電力量の計量日は、原則として毎月1日とし、乙は計量日に計量器によって記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第10条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(料金の請求及び支払い等)

第11条 乙は、第9条に定めた検査終了後、仕様書に定める契約電力(常用線)に第2条に定める契約単価(基本料金単価)を乗じて得た金額(以下「基本料金」という。)に当該月における仕様書に定める区分に応じて算定した使用電力量に第2条に定める契約価格(電気量料金単価)を乗じて得た金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額とする。)を1月毎に甲に請求するものとする。

2 乙は支払請求書を作成の上、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部財務課契約係に送付するものとする。

3 甲は乙から適法な請求書を受領した日から起算して40日に支払うものとする。

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金)

第12条 賦課金は、関東管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件(基本契約要綱)によるものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が正当な事由により解約を申し出たとき。

二 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めたとき。

三 乙が正当な理由なく本契約の全部又は一部を履行しないとき。

四 乙が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

五 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。

六 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

七 甲がやむを得ない事情によりの都合により解約を申し立て、乙が認めた場合。

八 甲の都合により契約の解除の必要があるとき。

2 前項の七から八により契約を解除する場合には、甲は乙に対して契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする10日前までに通知し、解除できるものとするが、一から六については、書面をもって通告することによって解除するものとする。

3 第1項一から六の規定により契約を解除した場合においては、契約期間全体の支払総

金額相当の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 4 乙が、違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、甲に遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を支払うものとする。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第14条 乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約期間全体の支払総金額相当の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律 第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。
 - 二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律 第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 乙は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 甲は、違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(機密の保持)

第16条 甲及び乙は、業務上知り得た秘密を、他に洩らしてはならない。本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、甲及び乙が業務運営上特に必要な場合は、この限りでない。

(契約の細目)

第17条 この契約について必要な細目は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則によるものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めていない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(訴えの管轄)

第19条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地の管轄地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通作成し甲及び乙記名押印の上、双方が各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 神奈川県横須賀市野比5-1-1
契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
理事長 中村 信一

乙

仕 様 書

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
で使用する電気

令和 5 年 1 月

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

1. 件名

- (1) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

2. 概要

(1) 需要場所

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）

神奈川県横須賀市野比 5-1-1

(2) 業種及び用途

研究所

3. 供給予定期間

自 令和5年4月 1日 午前 0時

至 令和6年3月31日 午後12時

4. 仕様

研究所に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%を満たすこと。また、その環境価値について、研究所に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

(1) 供給電機方式 交流三相3線方式

(2) 供給電圧（標準電圧） 6,000V

(3) 計量電圧（標準電圧） 6,000V

(4) 標準周波数 50ヘルツ

(5) 契約電力 270キロワット

（契約電力とは、契約上使用できる最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。）

(6) 非常用自家発電設備 200KVA 1台

(7) 予定使用電力量 662,054キロワット時

（月別予定使用電力量は別紙のとおり）

(8) 単位及び端数処理 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入することとする。

(9) 需給地点 研究所の施設した第1号柱上の供給者の架空引込線と研究所の開閉器電源側接続点

5. 要求要件

- (1) 研究所が要求する期間中、研究所の設備等を利用し、安定した電気の供給が可能であること。ただし、当該設備等に改修及び改造等が必要であるときは、研究所と協議すること。
- (2) 研究所が定めた二酸化炭素排出係数等の条件を満たす者であること。
- (3) 障害等が発生した場合に、迅速に対応できる体制を有すること。
- (4) 供給者が一般電気事業者である場合、一般電気事業者は、現行他の特定規模需要家に適用している供給条件によること。

- (5) 要求要件は研究所が必要とする最低限の要求要件を示しており、履行されないと判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (6) 研究所の要求要件を履行できるか否かの判定は理事長が本件に係る公募説明書で求める「競争参加資格の確認のための書類」の内容を審査して行う。

6. 添付資料

- (1) 令和5年度月別予定使用電力量(令和4年1月～令和4年12月)
- (2) 令和3年度・令和4年度最大需要電力・契約電力

7. その他

- (1) 契約後の各月の契約電力は、30分最大需要電力計によって計測されるその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- (2) 最大需要電力が500キロワットを超過した場合の取扱い及び停電に係る割引については、落札者が定める供給条件により協議する。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入することとする。
- (4) 料金その他の合計金額は、消費税が課せられる金額及び消費税相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てることとする。
- (5) 契約期間における予定力率は100%とする。
- (6) 力率の変動、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及びその他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、落札者が定める供給条件により協議する。
- (7) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (8) 非常用自家発電設備を有している。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、別途職員の指示に従うものとする。

添付資料1

令和5年度月別予定使用電力量(令和4年1月～令和4年12月実績より)

(単位:KWh)

年度	月	夏 季	その他季	合 計	備 考
令和4年度	4月		41,772	41,772	令和4年度実績
	5月		42,641	42,641	
	6月		59,962	59,962	
	7月	65,304		65,304	
	8月	68,602		68,602	
	9月	64,080		64,080	
	10月		57,756	57,756	
	11月		48,202	48,202	
	12月		53,302	53,302	
令和3年度	1月		55,596	55,596	令和3年度実績
	2月		54,588	54,588	
	3月		50,249	50,249	
合 計		197,986	464,068	662,054	

(季節区分) 夏季 7月1日 ～ 9月30日

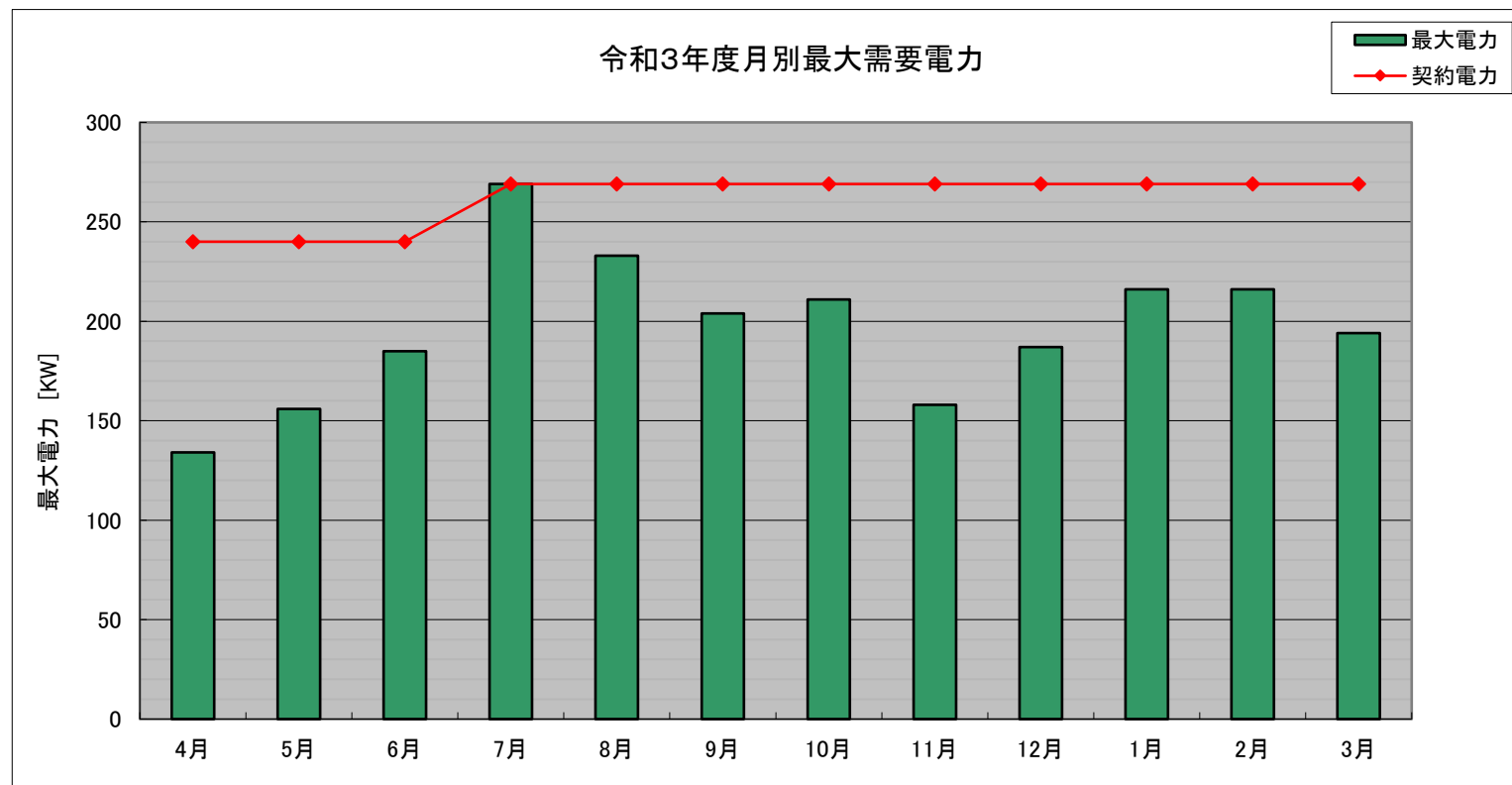
その他季 夏季以外

添付資料2－①

令和3年度月別最大需要電力・契約電力

単位：[kW]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
最大電力	134	156	185	269	233	204	211	158	187	216	216	194
契約電力	240	240	240	269	269	269	269	269	269	269	269	269

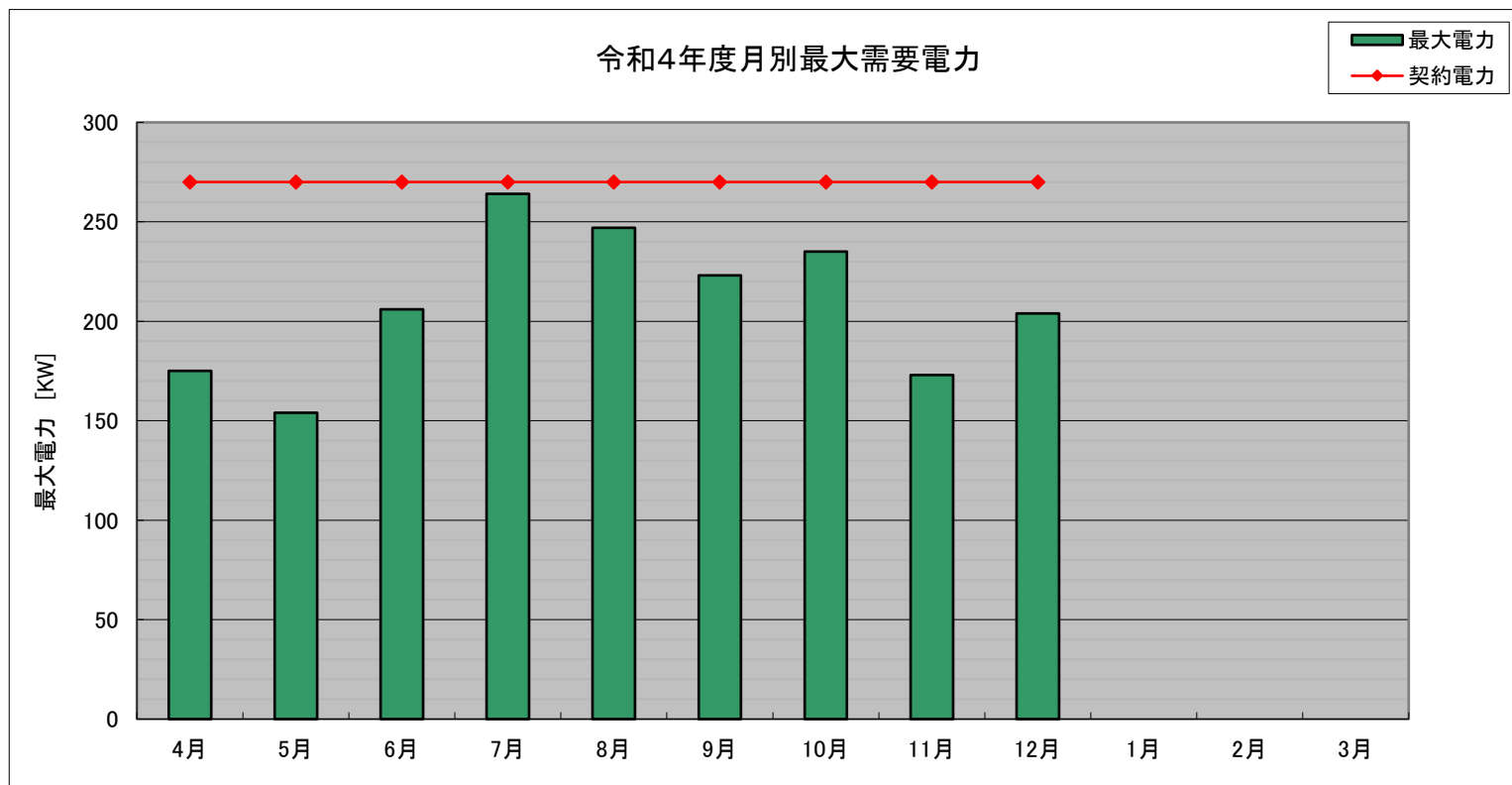


添付資料2－②

令和4年度月別最大需要電力・契約電力

単位：[kW]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
最大電力	175	154	206	264	247	223	235	173	204			
契約電力	270	270	270	270	270	270	270	270	270			



第4号様式

見 積 書

件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

契約電力 270キロワット

予定使用電力量 662,054キロワット時

見積金額 金 円也（税抜）

但し、基本料金	円/kW・月
夏季	円/kWh
その他季	円/kWh

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気」を請負うものとして、見積に関する条件を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和5年2月20日

契約担当役
独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者

住 所

氏 名

印

【見積書記載例 1：競争加入者本人が見積する場合】

第 4 号様式

見 積 書

件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

契約電力 270 キロワット

予定使用電力量 662,054 キロワット時

見積金額	金	円也（税抜）
	但し、基本料金	円/kW・月
	夏季	円/kWh
	その他季	円/kWh

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気」を請負うものとして、見積に関する条件を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 5 年 2 月 20 日

契約担当役

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者

住 所 ○○県○○市○○区○○1-1-1

氏 名 ○○株式会社
代表取締役 ○○○○

代表者印

備 考

- (1) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 見積にあたっては、初回の見積で落札しないとき、再度見積を繰り返すことがあるため、見積書を複数枚持参すること。

【見積書記載例 2：代理人が見積する場合】

第 4 号様式

見 積 書

件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

契約電力 270 キロワット
予定使用電力量 662,054 キロワット時

見積金額	金	円也（税抜）
〔	但し、基本料金	円/kW・月
	夏季	円/kWh
	その他季	円/kWh
〕		

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気」を請負うものとして、見積に関する条件を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 5 年 2 月 20 日

契約担当役
独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者

住 所 ○○県○○市○○区○○1-1-1
氏 名 ○○株式会社
代表取締役 ○○○○

代 理 人 ○○株式会社
○○支社長

代理人印

※委任状届出印

備 考

- (1) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 代理人が見積をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印（外国人の署名を含む。）すること。
- (3) 見積にあたっては、初回の見積で落札しないとき、再度見積を繰り返すことがあるため、見積書を複数枚持参すること。

【見積書記載例 3：復代理人が見積する場合】

第 4 号様式

見 積 書

件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

契約電力 270 キロワット

予定使用電力量 662,054 キロワット時

見積金額	金	円也（税抜）
	但し、基本料金	円/kW・月
	夏季	円/kWh
	その他季	円/kWh

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気」を請負うものとして、見積に関する条件を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 5 年 2 月 20 日

契約担当役

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者

住 所 ○○県○○市○○区○○1-1-1

氏 名 ○○株式会社

代表取締役 ○○○○

復代理人 ○○株式会社

○○○○

復代理人印

※委任状届出印

備 考

- (1) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 復代理人が見積をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名を記載し、かつ、押印（外国人の署名を含む。）すること。
- (3) 見積にあたっては、初回の見積で落札しないとき、再度見積を繰り返すことがあるため、見積書を複数枚持参すること。

この記入例は参考ですので次の点を踏まえ、様式にとらわれずに作成願います。

競争参加者

1. 内訳が分かるように作成し、見積書に使用する印鑑で割印して見積書に添付すること。
2. 力率は「仕様書 7. その他（5）」に基づき、各月ともに100パーセントとする。下記※1参照。
3. 電力量料金の数量は「仕様書 4（7）」及び「添付資料（1） 月別予定電力使用量」を基に記載すること。
4. 燃料費調整額については、適用する事業者であるか適用しない事業者であるかを問わず、見積価格には含めないものとする。
5. 単価は、税抜単価を記載し、その税抜総計金額を見積書に記入すること。

印

実際の料金算定にあたっては、実績等に基づき算出するものとする。

見 積 内 訳 書（会社名）										
月	基 本 料 金			従 量 料 金						総 計 (円) j=c+f+i
	契 約 電 力			夏 季 料 金			そ の 他 季 料 金			
	数量 (kW) a	単価 (円) b ※3	計 (円) c=a×b×0.85	数量 (kW) d	単価 (円) e ※3	計 (円) f=d×e	数量 (kW) g	単価 (円) h ※3	計 (円) i=g×h	
4	270		0				41,772		0	0
5	270		0				42,641		0	0
6	270		0				59,962		0	0
7	270		0	65,304		0				0
8	270		0	68,602		0				0
9	270		0	64,080		0				0
10	270		0				57,756		0	0
11	270		0				48,202		0	0
12	270		0				53,302		0	0
1	270		0				55,596		0	0
2	270		0				54,588		0	0
3	270		0				50,249		0	0
計			0	197,986		0	464,068		0	0

※1 力率は100%で計算。

※2 料金区分

夏季:7月1日から9月30日まで

その他季:4月1日から6月30日、10月1日から3月31日までの期間をいう。

※3 単価は、基本料金は小数点以下は切捨て、従量料金は小数点第二位までを含むことができる。契約単価は、税抜きとする。

※4 端数処理は、c, f, iは端数処理なし、jは小数点以下切捨てとする。

表 面

件 名	「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気」
	「見積書在中」
開札日	令和5年2月20日
	会社名
	代表者名

裏 面

割印	割印
----	----

委 任 状

年 月 日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

委任者（競争加入者）
住所
社名又は商号
代表者氏名

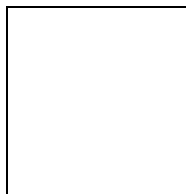
印

私は、 を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和5年2月20日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気」の提案公募に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



備考

- （１）代理人印欄は、代理人の使用する印鑑（外国人の署名を含む。）を押印すること。
- （２）競争加入者の氏名欄は、法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記載すること。

(委任状記載例 1 : 社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

〇〇〇〇年〇月〇日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所 横須賀市野比 6 4
委任者（競争加入者） 社名又は商号 （株）横須賀国立商事

代表者氏名 代表取締役 野比 伸太

代表者印

私は、野比 静 を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和 5 年 2 月 2 0 日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気」の提案公募に関する件

受任者（代理人）

使用印鑑

横須賀市野比 6 4

（株）横須賀国立商事 野比 静

野
比

委任状

年 月 日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所

委任者（競争加入者） 社名又は商号

代表者氏名

印

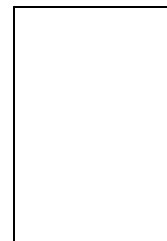
私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との間における下記の一切の権限を委任します。

記

令和5年2月20日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気」の提案公募に関する件

受任者（代理人）

使用印鑑



委任事項

- 1 見積りに関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 契約に関する納入（完了）及び取下げに関する件
- 4 契約代金の請求及び受理に関する件
- 5 復代理人の選任に関する件

備考

- （1）代理人印欄は、代理人の使用する印鑑（外国人の署名を含む。）を押印すること。
- （2）競争加入者の氏名欄は、法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記載すること。

(委任状記載例 2 : 支店長等が競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

〇〇〇〇年〇月〇日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

委任者（競争加入者） 住 所 横須賀市野比 6 4
社名又は商号 (株) 横須賀国立商事

代表者氏名 代表取締役 野比 伸太

代表者印

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との間における下記の一切の権限を委任します。

記

令和 5 年 2 月 2 0 日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気」の提案公募に関する件

受任者（代理人） 横須賀市久里浜 7 9 - 9
(株) 横須賀国立商事 久里浜支店
支店長 久里山 英樹 使用印鑑

支店長印

- 委任事項
1. 見積りに関する件
 2. 契約締結に関する件
 3. 契約に関する納入（完了）及び取下げに関する件
 4. 契約代金の請求及び受理に関する件
 5. 復代理人の選任に関する件

備 考

これは、参考例であり必要に応じ、適宜追加、修正等があっても差し支えないこと。

委 任 状

年 月 日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

委任者（競争加入者の代理人）
住 所
社名又は商号
代表者氏名

印

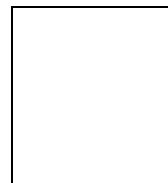
私は、 を の復代理人と定め
下記の一切の権限を委任します。

記

令和5年2月20日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気」の提案公募に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）

使用印鑑



(委任状記載例 3 : 支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合)

委 任 状

〇〇〇〇年〇月〇日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所 横須賀市久里浜 7 9 - 9

委任者（競争加入者の代理人） 社名又は商号 (株) 横須賀国立商事 久里浜支店

代表者氏名 支店長 久里山 英樹

支店長印

私は、浦賀三郎 を(株)横須賀国立商事 代表取締役 野比伸太(競争加入者)の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和 5 年 2 月 2 0 日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気」の提案公募に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）

使用印鑑

横須賀市久里浜 7 9 - 9

(株) 横須賀国立商事 久里浜支店

浦賀 三郎

浦
賀

備 考

- (1) この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されていることが必要であること。（委任状記載例 2 を参照）

委任状参考資料

○競争加入者本人が入札 → 委任状必要なし

○社員等が競争加入者の代理人として入札 → 委任状〔委任状記載例 1〕が必要

○支店長等が競争加入者の代理人として入札 → 委任状〔委任状記載例 2〕が必要

○支店等の社員等が競争加入者の復代理人として入札
→ 委任状〔委任状記載例 2、委任状記載例 3〕が必要



平成27年10月5日

取引業者 各位

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
理事長 宍戸 和成
(公印省略)

公的研究費の不正防止に係る誓約書の提出について（依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本研究所の物品調達業務等につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

本研究所では従来から納品の際に取引先の皆様のご協力により、総務部財務課において事務部門が集約して検収を行い架空取引防止に取り組んでおりますが、更なる取組の一環として当該ガイドラインに基づき、別紙「誓約書」を提出していただくことといたしました。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、別紙「誓約書」に必要事項をご記入及びご捺印の上、下記のとおり提出いただきますようお願いいたします。

敬白

記

1. 誓約書の提出を求める対象範囲について

本研究所と取引のある全ての業者。ただし、下記の者を除きます。

- a) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
- b) 学校法人
- c) 国際組織、外国企業等
- d) 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
- e) 会計監査法人、弁護士・税理士・特許事務所、社会保険労務士、産業医等
- f) 商取引の相手方ではない個人
- g) その他、本件対象になじまない業種等

2. 提出の依頼について

平成27年10月1日より本研究所と取引がある業者の皆様方に提出を依頼します。

3. 提出回数について

1回

4. 誓約書の様式について

別紙「誓約書」のとおりとします。

5. 誓約書の提出方法について

国立特別支援教育総合研究所に持参、もしくは郵送で提出してください。

6. 提出および問合せ先

国立特別支援教育総合研究所

総務部財務課

契約第一係（物品・役務関係）TEL 046-839-6822 FAX 046-839-6916

契約第二係（工事・設備関係）TEL 046-839-6834 FAX 046-839-6916

7. コンプライアンス通報・相談窓口

国立特別支援教育総合研究所 監査室

TEL 046-839-6802 FAX 046-839-6918

E-mail kansa@nise.go.jp

8. その他

「誓約書」に記載されている規程及び細則につきましては、本研究所のホームページ「情報公開・公文書管理」に掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用願います。

URL: <http://www.nise.go.jp/cms/6,348,30.html>

以上

誓 約 書

当社（当法人）は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との取引に当たり、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程」及び「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則」を遵守し、いかなる不正にも関与しないことを誓約します。

当社（当法人）に、上記規程等に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

また、内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提供等の要請に協力するとともに、研究所の構成員から不正な行為の依頼等があった場合は直ちに通報します。

令和 年 月 日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

（住所）

（社名又は法人名）

（代表者役職・氏名）

印

営業担当者名刺貼付箇所

取引業者の皆様へ

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

文部科学省から、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

以下は、ガイドラインから取引業者からの誓約書の徴取に関する部分を抜粋したものです。今般、研究所がお願いいたしました誓約書の提出についての背景となるものです。取引業者の皆様におかれましては、何卒、事情をご承知いただき協力くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定

（抄）

（機関に実施を要請する事項）

不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。

（実施上の留意事項）

取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示す。

〈誓約書等に盛り込むべき事項〉

- ・ 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・ 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること